議案第109号

松阪市議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について

松阪市議会の議決すべき事件を定める条例(平成23年松阪市条例第37号)の一部を次のように改正する。

平成 25 年 9 月 27 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例 松阪市議会の議決すべき事件を定める条例(平成23年松阪市条例第37号)の一部 を次のように改正する。

第1条中「、他の条例に規定するもののほか」を削る。

第2条を次のように改める。

(議決すべき事件)

- 第2条 市長は、次に掲げる事項について、議会の議決を経なければならない。
 - (1) 本市における総合的かつ計画的なまちづくりを行うための基本構想の策定又は変更に関すること。
 - (2) 名誉市民の称号を贈る者及び功労金等の贈与の決定に関すること。
 - (3) 市民憲章の制定、変更又は廃止に関すること。
 - (4) 都市宣言の制定、変更又は廃止に関すること。
 - (5) 市の花、木、鳥、市民歌その他の本市の慣行の制定、変更又は廃止に関すること。
 - (6) 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号)に規定する 定住自立圏形成協定の締結若しくは変更に関すること又は同協定の廃止を求め る旨の通告の決定に関すること。

附則

この条例は、公布の日から施行する。